

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6-58

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任する事務) <b>第18条</b> 法第8条第3項に規定する人事委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 第5条第1項第1号、第2号、 <u>第5号及び第6号</u> に掲げる職への採用の選考 (4)～(5) (略)	(委任する事務) <b>第18条</b> 法第8条第3項に規定する人事委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 第5条第1項第1号、第2号、 <u>第7号及び第8号</u> に掲げる職への採用の選考 (4)～(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。